

第2章 快適で、安全・安心のまちづくり

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

1 自然環境の保全

前期基本計画の取組

【佐倉の自然環境の保全】

印旛沼と谷津の水循環の健全化を図るため、畔田谷津保全事業を継続的に実施するとともに、市内ビオトープの維持管理を行い、生物の生息環境の保全整備を行いました。

また、水辺観察会など環境学習や佐倉市印旛沼浄化推進運動を通じた啓発活動を進めました。

【汚染の未然防止】

大気測定や水質調査などを実施するとともに、公害を未然に防止するため、規制や指導を行いました。

現状と課題

【佐倉の自然環境の保全】

印旛沼の水質について、千葉県を含めた流域市町と連携を図りながら水質浄化対策に取り組んできましたが、依然、水質の改善には至っていません。

佐倉市の自然の象徴的な存在である印旛沼と、地域の特徴的な谷津環境の保全と水循環の健全化を図るとともに、多くの関係機関との連携を図っていくことが必要です。

また、自然環境を保全していくためには、行政の活動だけでなく、市民が自分たちの生活・活動と環境との関係に対する理解を深め、それを広げていくことで、社会全体での自然環境保全につなげていく必要があります。

【汚染の未然防止】

かつての産業型公害は、技術革新や法令の整備などにより減少していますが、いったん汚染されたものを回復するためには多大な費用と時間を要することになるため、未然防止を図る必要があります。

基本方針

谷津環境やビオトープなど多様な生物の生息環境を保全するとともに、地域の自然環境に対する市民の理解を広めることで、市民による自主的な活動・行動につなげていけるよう取り組みます。また、印旛沼及び河川の水質の浄化や、地下水、湧水の保全など水循環の健全化を図ります。

更に、大気、水質などの監視を継続的に行うことで、汚染の未然防止に努め、関係機関との連携・協力のもと、速やかな発生源の特定、改善への指導や対策を推進します。

施 策

(1) 印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります

谷津環境保全指針に基づき、重要な地区の保全・再生整備、生物の生息状況の把握、自然学習などを推進します。

(2) 印旛沼流域の水循環の健全化を図ります

地下水利用の現況調査、湧水の継続調査などを実施し、将来にわたる保全対策について専門家や市民を含む審議会などで調査・研究します。また、「印旛沼流域水循環健全化計画」、「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」に基づき、県や流域市町などと連携して、印旛沼流域の水循環の健全化を図ります。

(3) 公害の防止・汚染の回復を図ります

大気、水質などの環境を監視するとともに、関係機関と連携しながら規制や指導を行うことで公害の未然防止を図り、状況に応じて、拡散防止策や浄化対策も行います。



印旛沼



畔田谷津の風景

2 生活環境の保全

前期基本計画の取組

【生活環境の向上】

ごみの減量化のため、資源回収団体や協力事業者への支援、生ごみ減量化促進などを実施し、ごみ排出量が微減となりました。

また、地域在住の市民を不法投棄監視員として委嘱し、週1回のパトロールを実施することにより、不法投棄に対する監視力強化を図りました。

【地球環境への配慮】

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、エコライフ推進員による、家庭におけるエコライフ活動や地球温暖化問題に関する市民への啓発活動を行いました。

また、住宅用省エネルギー設備に対する設置補助を行いました。

更に、平成25年度に「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市役所の事務及び事業における温室効果ガスの削減に取り組みました。

現状と課題

【生活環境の向上】

よりよい生活環境のためには、ごみ処理や不法投棄を含む環境全般に対する市民意識の向上が重要です。また、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することが必要です。

不法投棄については、事後的な対処には多くの費用がかかるため、未然の防止を図っていくことが重要です。また、喫煙禁止区域における喫煙、ポイ捨てや空き地の雑草によるトラブル、公衆トイレがたびたび壊されるなどの問題に対して、公共の場を快適に保つための意識の向上、啓発が必要となっています。

【地球環境への配慮】

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者・市が一丸となって、地球温暖化の防止に取り組む必要があります。

また、「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の活動により発生する温室効果ガスの削減を図る必要があります。

基本方針

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進します。また、不法投棄を絶対に許さないという方針のもと、不法投棄の防止と地域における環境美化活動の支援、公共の場における意識向上など、市民の生活環境を快適に保つ取組を行っていきます。

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」、「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、啓発活動などによって温室効果ガスの削減など市民一人ひとりの行動と事業者の取組に結びつけていくとともに、市役所も市内の一事業者として、事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図っていきます。

施 策

(1) 計画的な一般廃棄物処理を行います

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、計画的な一般廃棄物の収集、処理を行います。

(2) ごみの減量化を図ります

ごみ減量化及び再資源化を推進するため、現在の取組を維持するとともに、市民に対し各種メディアを利用して取組の周知を図ります。

(3) 不法投棄の防止を図ります

不法投棄を絶対に許さないという方針のもと、不法投棄監視員と市の不当行為防止指導員によるパトロールを引き続き実施するとともに、県などの関係機関と協力することにより、不法投棄の防止を図ります。

(4) 日常の生活環境の保全を図ります

喫煙禁止区域での喫煙、ポイ捨て禁止などの啓発活動や公衆トイレの維持管理など、清潔な環境を保つ取組を行います。

(5) 市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図ります

市民一人ひとりが実践できる行動や、事業者による省エネルギー活動などの取組に対する啓発、支援活動を行います。

(6) 市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減を図ります

「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務及び事業に伴い市役所から排出される温室効果ガスの削減を図ります。



ゴミゼロ運動



エコライフ推進員による環境学習

3 消防・防災の充実

前期基本計画の取組

【消防体制の充実】

消防団員確保や資機材の充実強化及び消防団の活動支援を行うとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合や消防団においては火災予防運動、歳末警戒での啓発や住宅用火災警報器設置済みシールを作成するなど、市民の防火意識の普及を図りました。

団員確保の結果、消防団員数は771人（平成27年4月）と増加しています。また、消防水利の不足している地域に、消火栓や防火水槽の増設を行いました。加えて、救命救急体制の整備として、設置可能な全ての市所管施設へAEDを設置しました。

【防災体制の充実】

地域における自主防災組織の設立・活動に対して、助成金や資機材の貸与を通じて支援を行った結果、自主防災組織は平成26年度末で99団体となりました。

防災行政無線は、平成26年度末で市内に108基設置しました。また、各避難所への防災井戸の設置は完了しました。防災倉庫の資機材の管理などについても、適正に行いました。

現状と課題

【消防体制の充実】

火災の被害を最小限に防ぐために、初期消火などの防火知識・意識の普及を図っていく必要があります。また、地域住民によって組織される消防団は、火災を含めた災害時の支援や、防火知識・意識の普及啓発に大きな役割を担っていますが、東日本大震災などの大規模災害を経て、国を挙げてその充実強化が求められています。そのために、団員確保や資機材の充実、更なる消防水利の確保など、体制整備の必要があります。

【防災体制の充実】

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、平成26年度末時点でまだ佐倉市全体を網羅していません。また、各避難所の防災井戸について、水質的に飲料水に適さないものが4カ所あり、対応が必要です。

基本方針

地域に密着し、災害発生時に地域で即時に対応できる消防団の充実強化を図るため、消防団員や資機材の確保及び消防団の活動支援を行うとともに、市民の防火意識の普及を図り、地域における消防力の充実を図ります。また、常備消防については、八街市、酒々井町との共同による佐倉市・八街市・酒々井町消防組合において、消防救急体制の整備を図ります。

加えて、東日本大震災により、大災害時には行政による対応に限界があることを改めて認識させられたことを踏まえ、自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援を強化し、障害などにより災害時に支援を必要とする方々への支援体制の充実も図り、地域における自助、共助の力を高めるように努めます。

また、これらの体制を支えるため、情報伝達体制や資機材、指定避難所など防災施設の災害時に対応する体制の整備を図ります。

施 策

(1) 地域における消防力の充実を図ります

消防団の充実強化を図るため、消火活動用資機材の確保、啓発運動の支援、団員の能力向上のための訓練を行うとともに、消防団活動について広報紙などを活用して地域住民の理解を深め団員確保に努めます。また、消防団と消防組合、地域住民との連携がとれる消防体制の整備を図ります。

(2) 消防・救急体制の整備を図ります

佐倉市・八街市・酒々井町消防組合による消防・救急体制を整備します。また、消防水利の確保に努めるとともに、公共施設に設置したAEDの維持管理を行います。

(3) 防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や自主防災組織活動などを通じた啓発活動を行います。

(4) 地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、地域における自主防災組織の設立・活動に対して、助成金や資機材の貸与を通じて支援を行います。

(5) 災害に備えた体制を整備します

防災行政無線の増設やデジタル化を進めるとともに、防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備や避難生活の環境を良好に保つための設備の整備及び維持管理を行います。また、災害情報のメール配信サービスの充実と普及に努めます。

4 防犯・交通安全・市民相談の充実

前期基本計画の取組

【防犯体制の充実】

自主防犯活動団体に資器材の貸出をするなど、自主防犯活動を支援しました。また、市内街頭4カ所に計10台の防犯カメラを設置し、平成25年度から運用開始しました。

【交通安全対策の充実】

交通安全教室や街頭啓発などによる市民一人ひとりの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関との連携、道路環境の整備などを通じ、交通事故の減少を図りました。

【消費者問題対策の充実】

様々な啓発事業の実施により情報提供を行い、消費者トラブルの未然防止を図りました。また、日常生活におけるトラブルの解決においても、相談会を実施し市民生活の安定化に寄与してきました。

【結婚支援】

これまで行ってきた市民相談員による結婚相談に加え、佐倉市婚活支援協議会を発足し、平成23年度より年数回程度の婚活支援イベントを開催しており、成婚にいたる方も出ています。

現状と課題

【防犯体制の充実】

市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、自転車盗難、車上ねらい、空き巣、振り込め詐欺など身近な犯罪は依然多く発生しています。こうした犯罪の発生を抑止するために、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域での自主的な防犯活動を推進するため、関係機関との連携を図っていく必要があります。

【交通安全対策の充実】

市内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに推進する必要があります。

【消費者問題対策の充実】

消費生活に関するトラブル・相談は複雑化、多様化する傾向がみられます。市民がより快適に生活できるよう、問題を効率よく解決できる相談体制を整えることが求められます。

【結婚支援】

ライフスタイルの多様化に伴い、独身を選択される方も増えていますが、一方で、機会に恵まれずパートナーに出会うことのできない方もいます。結婚の意欲はある方への支援も検討していく必要があります。

基本方針

犯罪の発生を抑止するため、警察などの関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、地域の自主防犯活動を支援していきます。また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します。

消費者問題についても、市民が様々な問題へ対応できるよう、弁護士や消費生活専門相談員な

どの専門家から適切なアドバイスを受けられる体制を整備しながら、ホームページや広報紙などを活用した制度の周知を図り、知識の普及・啓発を推進します。

また、若者の結婚の希望をかなえるために、結婚相談や婚活支援イベントの充実を図ります。

施 策

(1) 犯罪の防止を図ります

自主防犯活動団体に対する支援のほか、防犯カメラについては、関係機関と協力し地域の要望や現状を見極める中で、整備を進めてまいります。また、市民に対する防犯意識の啓発や防犯活動についても警察署などとの連携を図り、進めてまいります。

(2) 交通安全対策を推進します

交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

(3) 安全な消費者生活を維持します

消費生活センターでの取組をより多くの市民に周知し、自立した消費者の育成と、消費者がトラブルに巻き込まれないための知識の普及・啓発を行います。また、専門知識を有する消費生活専門相談員による相談体制を、より一層充実します。

(4) 市民相談への適切な支援を推進します

日々の生活でトラブルを抱えた相談者に、解決の糸口をアドバイスできるよう、わかりやすい相談窓口の案内に努めます。また、法律・人権・行政などの様々な問題について、相談者が適切な解決策を見いだせるように対応します。

(5) 結婚支援を推進します

結婚相談を引き続き実施するとともに、婚活支援イベントについて広報の方法やイベント内容を検討することにより、出会いや結婚を支援します。